

地方公共団体向け総合評価実施マニュアル

平成19年3月

目 次

なぜ、総合評価方式を導入しなければならないのですか？	1
1. 総合評価方式の導入の意義	
・ 総合評価方式のメリットは何ですか。	5
・ 総合評価方式を導入すると過重な事務量が発生しませんか。	5
2. 総合評価方式の導入の背景	
・ 品確法とは何ですか。品確法ができた背景やそのねらいは何ですか。 ...	6
・ 品確法のポイントは何ですか。	7
・ 品確法に基づき地方公共団体の公共工事の発注者は何をしなければならないのですか。	8
3. 総合評価方式とは	
・ 総合評価方式とは何ですか。	9
・ 主に市区町村において活用することが期待される総合評価方式のタイプとしてどのようなものがありますか。	10
・ 市区町村向け簡易型はどのように位置付けられますか。	12
・ 総合評価方式を行う場合には、価格競争を行う場合と比較してどのような手続きが必要となりますか。	14
・ 市区町村において総合評価方式の活用が望まれる工事にはどのようなものがありますか。	16
4. 市区町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式の活用方法	
・ これから市区町村向け簡易型の総合評価方式を導入したいと思いますが、どのような準備が必要ですか。	19
・ 市区町村向け簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。	20
(1) 評価項目及び評価基準の設定	
・ 市区町村向け簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。	21
(2) 評価方法の決定	
・ 評価方法にはどのような方法がありますか。	24
(3) 公告等の実施	
・ 公告や入札説明書には何を書けば良いのですか。	25

(4) 総合評価による落札者の決定	
・落札者を決定するための評価はどのようにするのでしょうか。.....	26
・企業や技術者の施工実績等はどうやって調べるのでしょうか。.....	27
(5) 落札者の決定後の対応	
・落札者決定又は契約締結の後にすべきことは何がありますか。.....	28
・情報公開について、どのように対応すべきですか。.....	29
(6) 学識経験者の意見聴取	
・学識経験者の意見聴取とは何ですか。.....	30
・学識経験者の範囲はどのようになっていますか。.....	30
・意見聴取はどのような方法で行うことが望ましいですか。.....	30
5. 簡易型総合評価方式の活用方法	
・簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。.....	31
・簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。.....	32
・簡易型の総合評価方式において技術審査を行う体制が整っていない場合 には、どうしたらいいですか。.....	33
「市区町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式」の具体例	
1. 評価項目及び評価基準の例.....	36
2. 入札公告の例.....	45
3. 入札説明書の例.....	49

**なぜ、総合評価を導入しなければ
ならないのですか？**

公共工事については、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しています。これにより、技術的能力が高くない建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されています。

このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現することが必要です。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式です。

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。

必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。

技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対

する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。

価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。

総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

総合評価方式を導入するための事務が煩雑であるという意見もあるようですが、当マニュアルで紹介されている市区町村向け簡易型（特別簡易型）は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際にも建設業者に求めている企業の施工実績や工事成績等に関する情報に基づき総合評価を行うものであり、発注関係事務を処理する体制が脆弱な市区町村においても十分活用が可能です。また、総合評価方式では最低制限価格制度を使うことができないのでダンピング排除ができないという意見もあるようですが、具体的な失格基準を定め、低入札価格調査を行って当該基準に該当する入札をした業者と契約をしなければ最低制限価格制度と同様のダンピング排除の効果を得ることができます。

いずれにしても、地方公共団体において総合評価方式をより積極的に導入することが、地域における社会資本整備と建設業界の健全な発展に貢献するものと考えられます。

なお、本マニュアルは、地方公共団体における実施状況等を踏まえて、適宜見直し改訂することとします。

1. 総合評価方式の導入の意義

総合評価方式のメリットは何ですか。

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。

必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンプینگの防止、不良・不適格業者の排除ができます。

技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。

価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が見込めます。

総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

具体的には、例えば、発注者が最低制限価格を定めた場合に、価格のみの競争だと最低制限価格と同額でくじ引きになるような状況も想定されますが、総合評価方式を導入することでくじ引きを防ぎ、より良い業者を選定することができます。

総合評価方式を導入すると過重な事務量が発生しませんか。

技術的な工夫の余地の大きい橋梁新設工事等では技術提案を求める総合評価方式を行う必要がありますが、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事では「市区町村向け簡易型総合評価方式」で行うことができます。この方式は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報を活用して落札者を選定しますので、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式の場合と大きな違いはなく、手続きを進める上で過重な事務量が発生することはありません。

2. 総合評価方式の導入の背景

品確法とは何ですか。品確法ができた背景やそのねらいは何ですか。

- ・ 品確法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のことで平成17年4月から施行されている法律です。
- ・ 近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増するとともに、適切な技術的能力を持たない業者による、不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きています。こうした状況に対応するため品確法は作られました。
- ・ 各発注者は品確法に即して、技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主体的に整備するとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められており、これにより、下記のような効果が期待されます。

【品確法のねらい】

バリュー・フォー・マネー（一定のコストに対し最も価値の高いものを調達）
の実現

ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除

談合が行われにくい環境整備

品確法のポイントは何ですか。

- ・品確法は、公共工事の品質を確保し、促進していくことを大きなねらいとしています。ポイントは以下の3つとなります。

【品確法のポイント】

公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務の明確化。

- ・公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって確保されます。
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めます。

価格のみの競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換。

- ・競争参加者の技術的能力を審査します。
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価します。
- ・技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができます。
- ・技術提案の審査後に予定価格を作成できます。

発注者をサポートする仕組みの明確化。

- ・自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である時は、外部の発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めます。
- ・この場合発注者は、発注関係事務を適正に行う知識や経験を備えた者を選定します。
- ・国及び都道府県は、発注者を支援するため、協力その他必要な措置を講ずるよう努めます。

品確法に基づき地方公共団体の公共工事の発注者は何をしなければならないのですか。

・地方公共団体は、以下の責務を有するとされています。（品確法第5条）

品確法の基本理念にのっとること。

国との連携を図ること。

地域の実情を踏まえ、公共工事の品質の確保の促進に関する施策を策定、実施すること。

【具体的内容】

発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、施工状況の確認・評価等を適切に実施しなくてはなりません。

施工状況の評価に関する資料等の保存と有効活用

施工状況の評価に関する資料等を将来の発注や他の発注者による発注に有効に活用されるよう保存等の必要な措置を講じる必要があります。

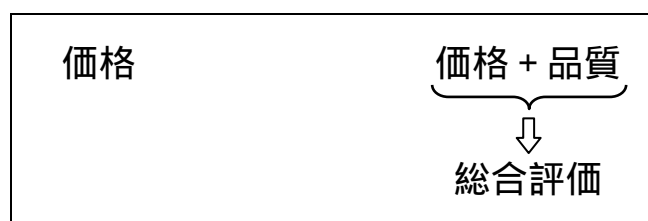
発注関係事務を実施するための体制整備

発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置に努め、また必要に応じて公益法人等の発注関係事務を適切に実施できる者の活用に努めなければなりません。

3. 総合評価方式とは

総合評価方式とは何ですか。

- ・総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。



- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とすることにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。
- ・総合評価方式における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。

主に市区町村において活用することが期待される総合評価方式のタイプとしてどのようなものがありますか。

・市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「簡易型」のほか、「市区町村向け簡易型（特別簡易型）」があります。また、参考までに、その他の類型についても紹介します。

簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画（A4サイズで1～2枚程度）のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていないという実態にも配慮し、市区町村向け簡易型総合評価方式では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的としています。

	簡易型	市区町村向け簡易型 （特別簡易型）
対象工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事
簡易な施工計画の評価	有	無
施工実績、工事成績等の評価	有	有

【参考】その他の総合評価方式の種類

標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式です。

例えば、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。

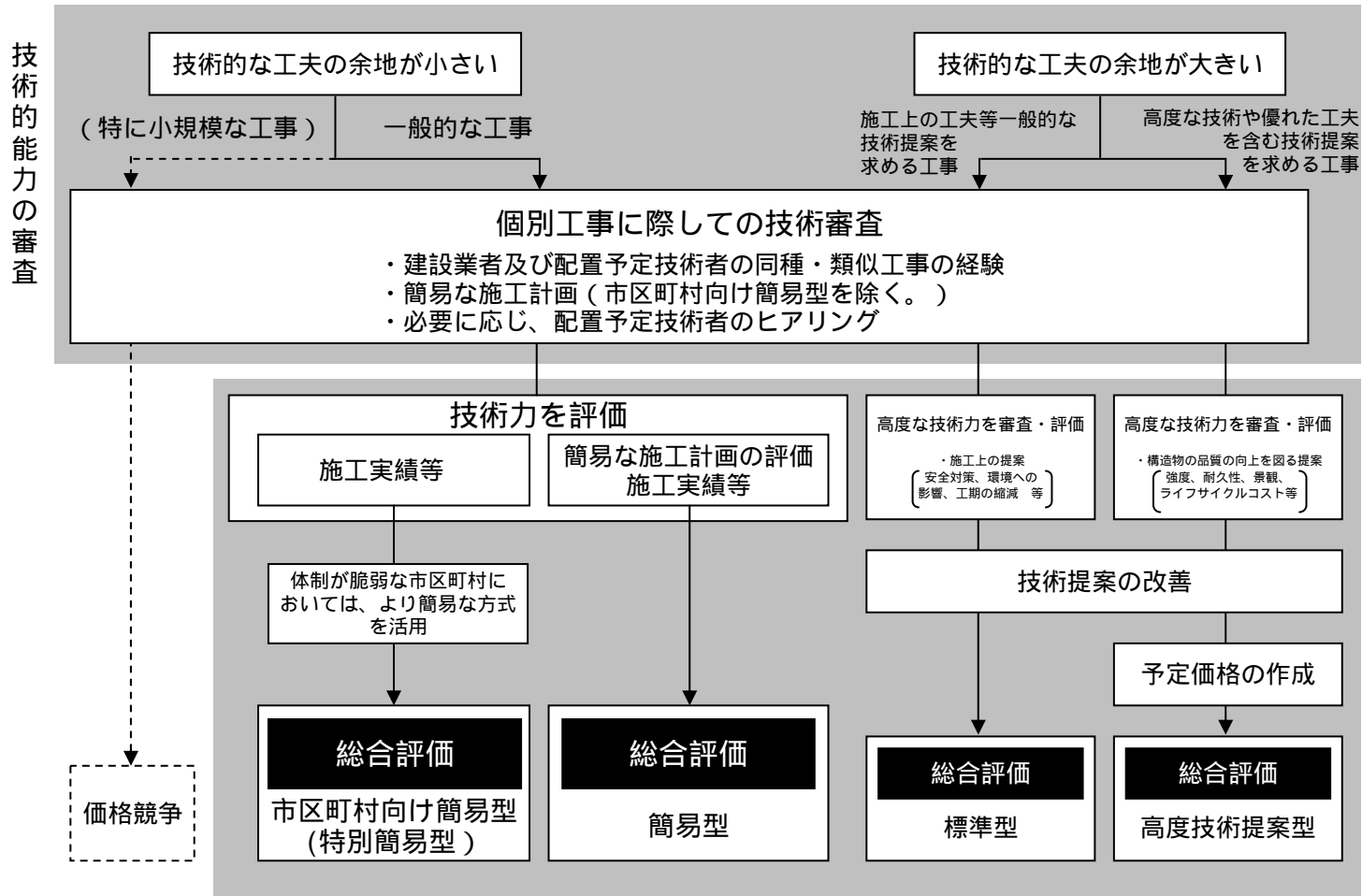
高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式です。

例えば、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。

市区町村向け簡易型はどのように位置付けられますか。

- ・価格と品質が総合的に優れた調達を行うためには、できる限り技術提案を求め総合評価を行うことが望ましい姿です。しかしながら、発注体制が脆弱な市区町村における技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事の入札においては、適切かつ確実な施工の確保を図る観点から、企業の施工実績や工事成績などから当該工事を行う建設業者の技術的能力を評価することは可能です。そのため、過去に行った工事の施工実績や工事成績評点等が建設業者の技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなし、市区町村において発注体制が十分に整備されるまでの間、市区町村向け簡易型（特別簡易型）を活用し、価格と品質に優れた調達を図ることが期待されます。



技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価。

総合評価方式を行う場合には、価格競争を行う場合と比較してどのような手続きが必要となりますか。

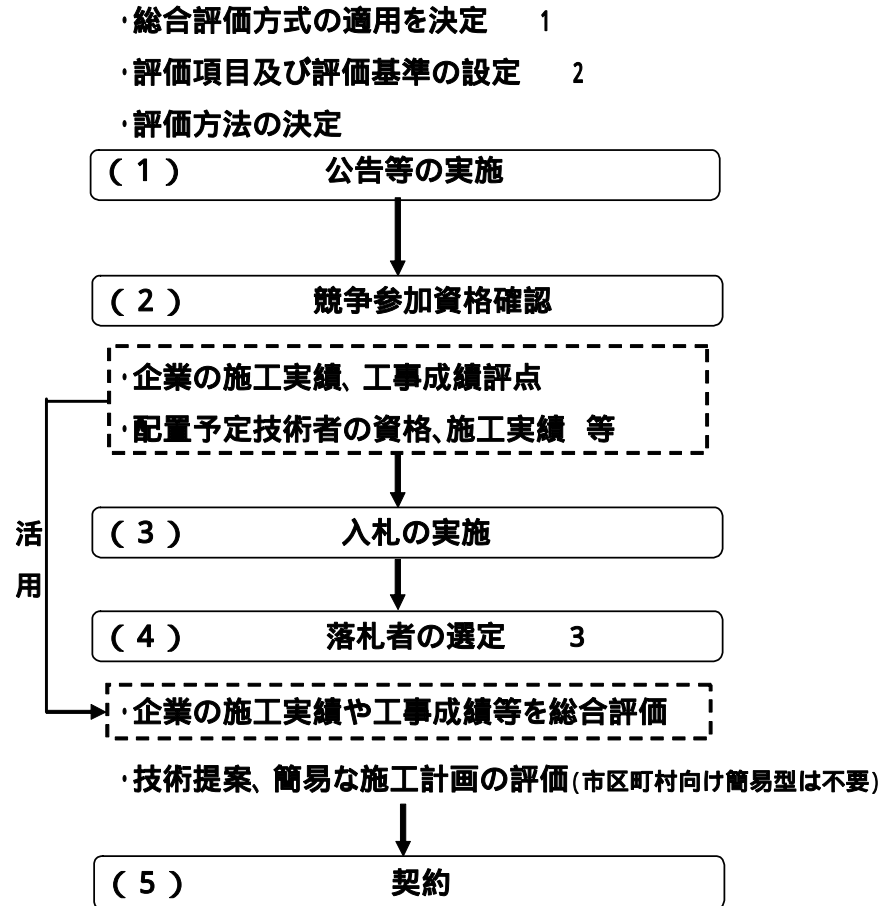
- ・ 市区町村向け簡易型総合評価方式においては、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報と入札価格に基づいて総合評価を行いますので、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式と大きな違いはありません。
- ・ 企業の施工実績については、契約書の写しを求めます。他の発注者の発注工事については、「CORINS（コリンズ）」（P27を参照）にアクセスします。配置予定技術者の資格については、資格証のコピーを提出させ、その真偽について番号を当該資格の運営団体で確認することができます。
- ・ 総合評価方式における入札関係事務の違いは、以下の通りです。

公告等の実施の際に、評価項目及び評価基準を設定するとともに、評価方法を決定すること。

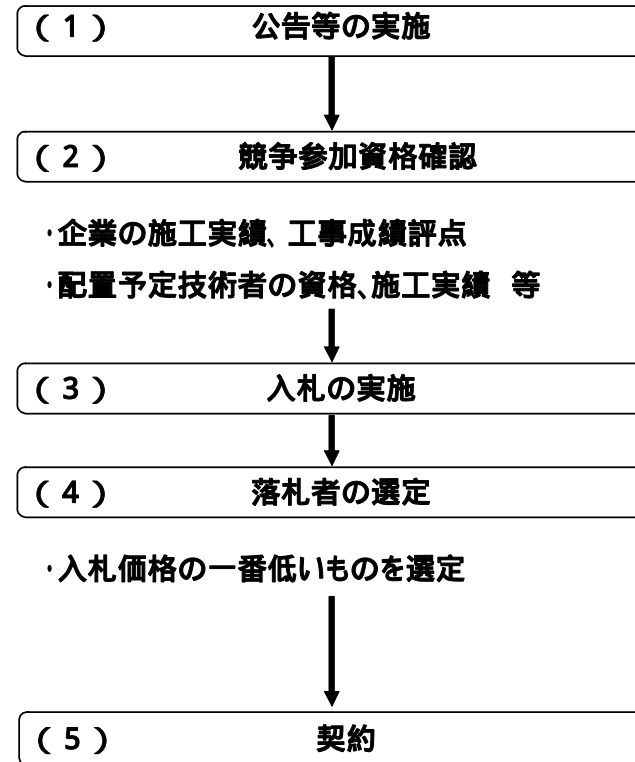
地方自治法施行令に基づき、「総合評価競争入札を行おうとするとき」「落札者決定基準を定めようとするとき」「落札者を決定しようとするとき」に2人以上の学識経験者の意見を聴くことが必要であること。

- ・ なお、簡易型、標準型及び高度技術提案型を実施する場合には、公共工事の品質確保に資する技術提案又は簡易な施工計画を求め、その内容について予め設定した評価基準に基づき審査します。

【総合評価方式のフロー】



【価格競争方式のフロー】



1 , 2 , 3 において学識経験者からの意見聴取が必要となります。

市区町村において総合評価方式の活用が望まれる工事にはどのようなものがありますか。

- ・特に小規模な工事や緊急性の高い防災工事など、総合評価方式を活用する必要がない工事を除き、総合評価方式を可能な限り活用することが望まれます。
- ・技術的な工夫の余地が大きい工事において技術提案を求めて総合評価を実施するのはもとより、高度な技術を要さない一般的な工事についても市区町村向け簡易型などの活用により総合評価を実施すべきです。
- ・以下は、市区町村が行う工事の例ですが、このような工事については総合評価を行うことができます。

【市区町村において総合評価の対象となる工事の例】

1) 道路舗装補修工事

比較的交通量が少なく工事中の安全対策も容易な道路において、わだち等の路面性状が悪化したため、道路舗装の補修を行う。

工事場所	市道	線	市町	地内
工期	契約翌日から 100 日間			
工事概要	工事延長 L=180m W=8 舗装版内換え工 1,440 m ² アスファルト舗装工・路盤工 1,440 m ² 区画線工 360m			
予定価格	8,700 千円			

2) 道路改良工事

地域住民の重要な生活道路の幅員が狭く通行に支障をきたしているため、道路改良工事を行う。

工事場所	市道	線	市	地内
工期	契約翌日から 100 日間			
工事概要	工事延長 L=110m 道路土工 2,640 m ³ 排水工 L=110m			
予定価格	9,100 千円			

3) 橋梁補修工事

地方都市周辺部を通過する県道におけるコンクリート製橋桁を大型車(25t)対応のため橋梁を一般的に採用されている工法に基づき鋼板により補強するとともに、耐震性向上のため落橋防止装置を設置する。

工事場所	県道 号線
工期	契約翌日から 4 ヶ月間
工事概要	橋梁延長 L=20m W=9m PC 中空床板橋 鋼板補強工 A=90 m ² 鋼板補強材制作 6.3 t
予定価格	8,400 千円

4) 水路・管路工事

市周辺部における市道の排水を改善するため、側溝を整備する。

工事場所	市道 号線 (地方都市周辺部 L=200m)
工期	契約翌日から 90 日間
工事概要	1号側溝工 150m 2号側溝工 50m 雨水枡設置工 10箇所 表層工(t=5) 580 m ² 路盤工 580 m ² 土工 30 m ³
予定価格	5,400 千円

5) 護岸工事

堤防の老朽化したコンクリートブロックを補修するため、河川(準用河川)の護岸工事を行う。

工事場所	県××市 地先 川右岸(施工延長 L=30m)
工期	契約翌日から 100 日間
工事概要	間知ブロック工 A=30 m ² 平張ブロック工 A=250 m ²
予定価格	10,300 千円

6) 築堤工事

大雨時における洪水の懸念を軽減するため、河川（準用河川）の築堤工事を行う。

工事場所	県 地先 (L=100m)
工期	契約翌日から 90 日間
工事概要	築堤工 L=120m 築堤盛土 V=6,000 m ³ 植生工（張芝）A=180 m ² 植生工（筋芝）A=700 m ²
予定価格	9,000 千円

7) 下水道管渠築造工事

市街化が進展している都市において宅地整備と一体的に下水道管渠を築造する。

工事場所	市 町地内
工期	契約翌日から 170 日間
工事概要	工事延長 L = 1,600m 開削工 HC 150 mm = 30m HC 200 mm = 1,600m 人孔 N = 30 基
予定価格	64,000 千円

4. 市区町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式の活用方法

これから市区町村向け簡易型の総合評価方式を導入したいと思いますが、どのような準備が必要ですか。

まず、建設業者の施工実績に関する情報を蓄積して下さい。建設業者の施工実績に関する情報があればそれを評価することにより総合評価を実施できます。次に、工事成績や配置予定技術者の施工実績等に関する情報についても必要性が高いので、順次、蓄積・整備していくことが望まれます。

建設業者の施工実績

建設業者に関し、同種工事の施工実績が必要です。この施工実績に関する情報を数年分整理して蓄積するようにして下さい。さらに当該データを「CORINS（コリンズ）」（P27を参照）に登録するとデータの活用が容易になります。また、当該市区町村発注以外の工事については、CORINSを活用します。

工事成績

また、工事成績評定を行うと建設業者の技術的能力をより適切に把握することができます。市区町村における工事成績評定の実施率は約65%（平成18年4月1日現在）ですが、工事成績は当該建設業者の適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な企業情報と位置づけられることから、国土交通省の各地方整備局作成の小規模工事成績評定要領を参考にして、実施するように努めて下さい。小規模工事成績評定要領の詳細は、下記の国土交通省地方整備局にお問い合わせ下さい。

	〒番号	住所	電話番号（代表）	内線	メールアドレス
（代表）					
国土交通省 関東地方整備局	〒330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	TEL.048-601-3151	（内）3257	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
国土交通省 北海道開発局	〒060-8511	北海道札幌市北区北8条西2丁目	TEL.011-709-2311	（内）5484	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
国土交通省 東北地方整備局	〒980-8602	宮城県仙台市青葉区二日町9-15	TEL.022-225-2171	（内）3313	hinkaku@thr.mlit.go.jp
国土交通省 北陸地方整備局	〒950-8801	新潟県新潟市美咲町1-1-1	TEL.025-280-8880	（内）3314	hinkaku@hrr.mlit.go.jp
国土交通省 中部地方整備局	〒460-8514	名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号	TEL.052-953-8131	（内）3314	hinkaku@cbr.mlit.go.jp
国土交通省 近畿地方整備局	〒540-8586	大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	TEL.06-6942-1141	（内）3313	hinkaku@kkr.mlit.go.jp
国土交通省 中国地方整備局	〒730-8530	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL.082-221-9231	（内）3312	hinkaku@cgr.mlit.go.jp
国土交通省 四国地方整備局	〒760-8554	香川県高松市サンポート3番33号	TEL.087-851-8061	（内）3122	hinkaku@skr.mlit.go.jp
国土交通省 九州地方整備局	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	TEL.092-471-6331	（内）3313	hinkaku@qsr.mlit.go.jp

配置予定技術者の施工実績等

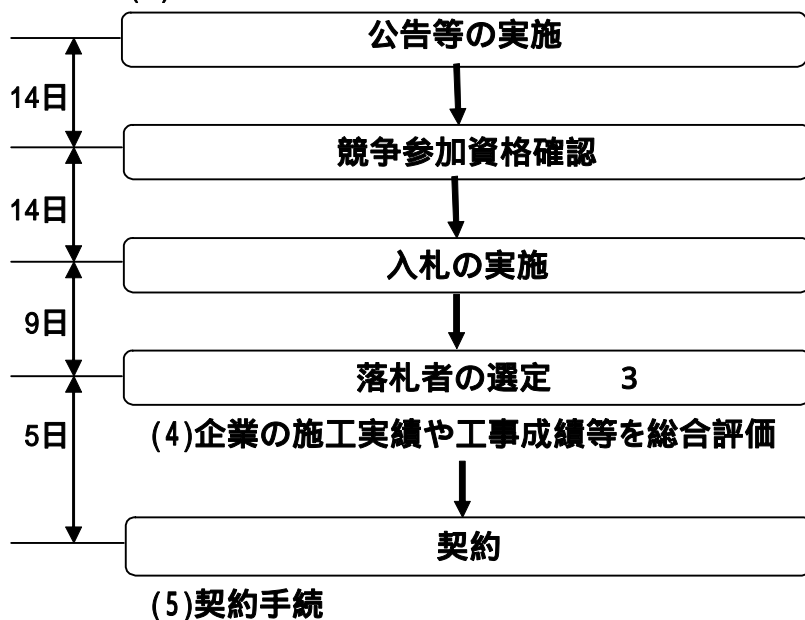
さらに、配置予定技術者の同種工事の施工実績や保有資格も把握します。

市区町村向け簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。

- ・ 下記のような手順で進めます。

【市区町村向け簡易型総合評価方式のフロー】

- ・ 総合評価方式の適用を決定 1
- (1)評価項目及び評価基準の設定 2
- (2)評価方法の決定
- (3)公告手続



注1) 一般競争入札で実施した場合を示す。

注2) 1, 2, 3において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要となる。

注3) 各手続きの所要日数(土日・祝日は除く。)は、概ねの目安を示したものであり、発注者の体制や入札案件により異なってくることに留意。

(1) 評価項目及び評価基準の設定

市区町村向け簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。

- ・市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目は、次のとおりです。各地方公共団体の実情に応じて評価項目・評価基準を設定することになりますが、企業の同種工事の施工実績は必須となります。

(A) 企業の施工能力

同種工事の施工実績

同種工事の実績がある業者は、同種の別工事についても適切に施工することができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。どれくらいの期間を考慮するかは、各地方公共団体の実情に応じて設定して下さい。ただし、期間の設定があまり短いと、業者のダンピングを誘発する可能性があることに留意する必要があります。

工事成績

これまで実施した工事の工事成績がより良い業者は、別工事についてもより良い工事を行うことができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。どれくらいの期間を考慮するかは、工事成績評定の実施、蓄積状況にもよりますので、各地方公共団体の実情に応じて設定して下さい。

(B) 配置予定技術者の能力

同種工事の施工実績

保有資格

建設業者の中で工事を担当する予定の技術者の評価項目です。公共工事の品質確保を図るためには、企業のみならず個々の技術者の能力も重要です。ただし、発注者側に十分な情報の蓄積がない場合には、業者から申告内容を証明する資料の提出を求めるとともに、業者の申告内容の正当性を確認できない場合には、参考程度に止めなければならないことに留意する必要があります。

(C) 企業の地域貢献

営業拠点の所在地

防災協定等に基づく活動

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するためには、当該地域

の自然的・社会的条件について熟知していることも必要であり、また、災害時の対応やボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定される評価項目です。ただし、こうした観点から設定される評価項目については、競争性・透明性の確保に留意する必要があります。

(D) その他の評価項目

公共工事の入札は、建設工事を適切な価格で適切に実施することを目的としていますが、地方公共団体によっては、安全、環境、福祉等幅広い政策目的を実現するための政策手段として用いている例もあります。こういった項目を採用するかは、企業の施工能力や地域貢献に関する評価項目の配点とのバランスに配慮しつつ、各地方公共団体の実情に応じて、判断して下さい。

また、特定の1社が多くの工事を受注することによって工期が延びるといった懸念がある場合には、手持ち工事量を評価項目に入れることも考えられます。

〔市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例〕

なお、具体的な実施例はP 36～を参照。

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去5年間の同種工事の 施工実績	a. 県又は市町村発注工事 で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去5年間の工事成績 評定点の平均点	a. 75点以上	5
			b. 65点以上 75点未満	2
			c. 65点未満	0
配置 の予 定技 術者	同種工事の 施工実績	過去5年間の主任技術者の 施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事 で実績有り	3
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	1
			c. その他の施工実績	0
	保有資格	主任技術者の保有する資 格	a. 1級土木施工管理技士 又は技術士	1
			b. 2級土木施工管理技士	0
	地域 貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内 における本店の所在地の 有無	a. 同一市町村内に有り
b. 同一市町村内になし				0
防災協定等に 基づく活動		過去5年間の防災協定等に 基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り	2
			b. 活動実績なし	0
そ の 他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額	A < 0.25	1.5
			0.25 < A < 0.75	1
			0.75 < A < 1.25	0.5
			1.25 < A	0
			合計	20

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点（加算方式）

- ・ 価格評価点： $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ・ 技術評価点：最高20点（上記評価項目・基準より算出）

(2) 評価方法の決定

評価方法にはどのような方法がありますか。

- ・ 評価値の算出方法には、加算方式と除算方式があります。

・ 加算方式

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出します。技術評価点については10点から30点の範囲で決定されている例が多いです。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点の算出方法の一例

- ・ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ・ $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

・ 除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」(標準点 + 加算点)を入札価格で割って、評価値を算出する方法です。

標準点を100点として、技術提案に応じた加算点を10点から50点の範囲内で決定されている例が多いです。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・ なお、総合評価方式は、価格評価点と技術評価点との一定のバランスの下に、価格と品質が総合的に優れた調達を実施するための入札方式であることから、価格評価点と技術評価点のバランスに留意することが必要です。また、技術力を適切に評価するという総合評価方式の目的を没却するダンピング受注を排除するため、併せて低入札価格調査制度を活用して、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準(いわゆる失格基準。例えば、直接工事費の一定割合に相当する価格等。)の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図ることが必要です。

(3) 公告等の実施

公告や入札説明書には何を書けば良いのですか。

- ・ 工事の内容や仕様、場所、入札方法、さらに提出を求める技術資料（技術提案を含む）の内容などです。

入札説明書に必要な要素としては、基本的なものとして次のようなものがあげられます。

- | | | |
|------------------------------|-------------------|---|
| 1 公告日 | 12 入札および開札の日時・場所等 | 24 火災保険付保の要否 |
| 2 契約担当官名 | 13 入札方法等 | 25 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 |
| 3 工事概要 | 14 入札保証金及び契約保証金 | 26 苦情申し立て |
| 4 競争参加資格（総合評価適用の旨） | 15 工事費内訳書の提出 | 27 関連情報を入手するための照会窓口 |
| 5 総合評価に関する事項 | 16 開札 | 28 提案値の変更に関する事項 |
| 6 設計業務の受託者名簿 | 17 入札の無効条件 | |
| 7 担当部局名 | 18 落札者の決定方法 | |
| 8 競争参加資格の確認方法等 | 19 配置予定管理技術者の確認 | |
| 9 予定価格算定時における施工計画の活用方法 | 20 別に配置を求める技術者 | |
| 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 | 21 手続きにおける交渉の有無 | |
| 11 入札説明書に関する質問 | 22 契約書作成の要否等 | |
| | 23 支払い条件 | |

などが挙げられます。

具体例はP49～を参照。

- ・ 工事の規模や難易度によってこれらの要素から必要な項目を記載しておく必要がありますし、場合によって、この他に技術資料の提出様式等を記載しておく必要があります。

【契約図書の作り方】

- ・ 契約図書とは、契約書、設計図書（図面、仕様書[特記仕様書・共通仕様書]現場説明に対する質問回答書）のことを言います。特に図面、特記仕様書等については工事内容によって大きく異なるので適切に作成することが必要です。また、工事現場では様々な制約条件（施工条件）があるのでこれらの条件を契約上明らかにしておくことが大切です。このために、個々の工事施工条件について必要な事項を特記仕様書、現場説明書、図面などで明示する必要があります。

(4) 総合評価による落札者の決定

落札者を決定するための評価はどのようにするのでしょうか。

- ・加算方式又は除算方式により評価値を求め、総合評価による判定をします。
なお、評価方法により、次のように評価値が変わり、落札者も変わりますので注意して下さい。

加算方式

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

・技術評価点の満点 = 30

・価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

予定価格	100,000 千円
------	------------

[入札結果]

	A社	B社	C社
技術評価点	20.0	7.0	10.0
入札価格	90,000	80,000	85,000
価格評価点	10.0	20.0	15.0
評価値	30.0	27.0	25.0
順位	1	2	3
落札者			

除算方式

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

・標準点 = 100

・加算点の満点 = 30

予定価格	100,000 千円
------	------------

[入札結果]

	A社	B社	C社
加算点	20.0	7.0	10.0
技術評価点	120.0	107.0	110.0
入札価格	90,000	80,000	85,000
評価値	0.00133	0.00134	0.00129
順位	2	1	3
落札者			

企業や技術者の施工実績等はどうやって調べるのでしょうか。

- ・財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）及び財団法人建設業技術者センター（CE財団）が運営している発注者支援データベース・システムがありますので、活用して下さい。
- ・具体的には、JACICが運営している、「CORINS（コリンズ）」を活用すると、過去10年間の国、都道府県・政令市、市区町村及び公益民間企業が発注した500万円以上の過去10年間の工事について、建設会社の同種工事の実績、技術者の過去の工事経歴等を確認することができます。また、「JCIS」の検索システムを活用すれば、CE財団が提供している企業情報（建設業許可、経営事項審査、監理・主任技術者情報、技術者の専任性等）も確認することができます。
- ・「CORINS」及び「JCIS」の詳細については、以下のホームページを参照して下さい。
 - 【CORINS及びJCISに関するHP】
<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html>
 - 【CE財団に関するHP】
<http://www.cezaidan.or.jp>
- ・残念ながら市区町村における「CORINS」の活用実績は、33.6%（平成18年4月1日現在）と低くなっていますが、総合評価方式の実施に当たってその活用が不可欠です。さらに、施工実績の他に、現在、工事成績データベースの利用ができるように準備が進められています。これらの情報を活用することで、工事成績等の審査も可能になります。

(5) 落札者の決定後の対応

落札者決定又は契約締結の後にすべきことは何がありますか。

- ・ 総合評価方式を適用して落札者を決定した後に発注者がしなくてはならないことには、次の3つのことが挙げられます。

評価結果の公表

入札調書を公表します。内容は 1:業者名、2:各業者の入札価格、3:各業者の技術評価点、4:各業者の評価値で、これに予定価格、調査基準価格、件名、入札日時、所轄部署等のデータを記載して公正な入札であったことを明確にする必要があります。なお、評価結果の公表に当たっては、誰でもが容易に閲覧できるようにするため、インターネットの活用が望まれます。

入札及び契約の過程に関する苦情処理

非落札者等から苦情が出された場合にはこれを受け付け、適切な説明を行うことが必要です。このためにも入札説明書等で評価項目、評価基準を明示しておくことが必要になるのです。説明によってもさらに不服を訴えられた場合は学識経験者等からなる「入札監視委員会」など第三者機関を活用して中立・公正な処理ができる仕組みを作っておくことも大切です。

工事の監督・検査

工事の監督・検査は完成時ばかりではなく、工程での進行状況や周辺住民からのクレーム発生の有無など、適宜監視してチェックすることも含まれます。技術提案内容の履行に対する検証方法も、受注者と疑義が生じないよう契約時に事前に提示しておくといでしょう。

【ペナルティの設定は？】

- ・ 契約通りに工事が履行されたかどうか検証した結果、瑕疵などがあった場合には受注者にペナルティを課すこととなりますが、このペナルティも契約時に内容と水準を示しておく必要があります。
- ・ ペナルティとしては工事成績の減点（次回以降の入札に影響する。）が一般的で、その他には、再施工、瑕疵の修補、契約不履行の違約金請求などが考えられます。

情報公開について、どのように対応すべきですか。

- ・ 総合評価の実施に当たっては、透明性、客観性が強く求められます。また、評価項目、評価基準等入札説明書に含まれる内容や応札した業者の評価値については、情報公開請求の対象となります。
- ・ 落札できなかった業者から、今後自らの改善すべき点等について情報提供を求められることも想定されますが、可能な範囲で情報提供することが建設業者の育成に資するものと考えられます。

(6) 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取とは何ですか。

- ・総合評価競争入札を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするとき及び落札者を決定しようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。(地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4)(なお、学識経験者の意見聴取手続については、現在、総務省において、客観性を確保しつつ、簡素化する方向で検討中です。)

学識経験者の範囲はどのようになっていますか。

- ・当該市区町村において価格と品質で総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。
〔学識経験者の一例〕
 - ・大学・工業高等専門学校教職員
 - ・国土交通省の職員(事務所の副所長等)
 - ・都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
 - ・「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者(1種)の資格取得者
 - ・試験研究機関の研究員

意見聴取はどのような方法で行うことが望ましいですか。

- ・意見聴取の方法としては、複数の学識経験者から個別に聴く方法、一堂に会して会議形式で行う方法のいずれによることも可能です。また、学識経験者から個別に聴く場合、予め定められた様式をEメールでやりとりする等できるだけ簡略化された手法を用いることもできます。
- ・なお、学識経験者の意見聴取が総合評価方式実施の隘路になっている地方公共団体に対しては、国土交通省地方整備局が助言するので、必要に応じて活用することができます。

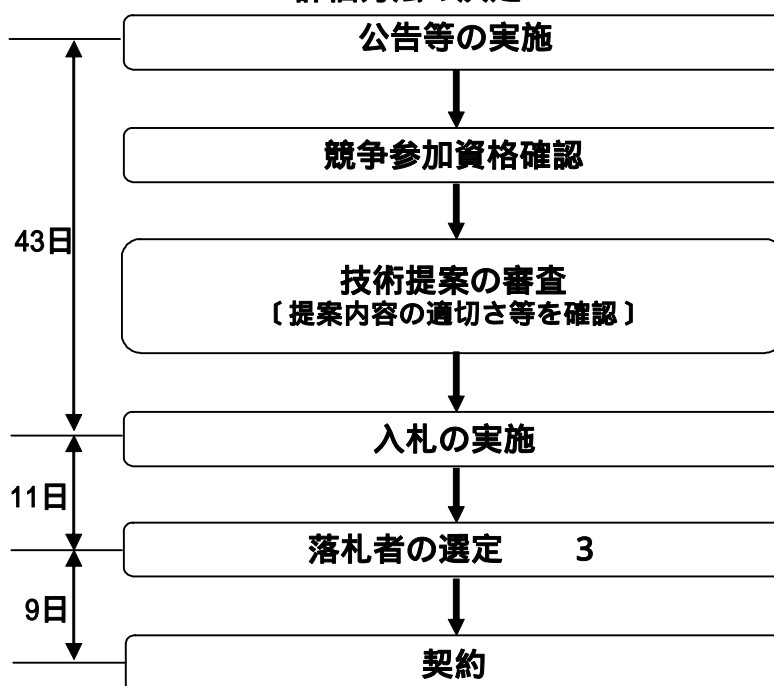
5. 簡易型総合評価方式の活用方法

簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。

下記のような手順で進めます。なお、次頁以降においては、市区町村向け簡易型では必要のない簡易型固有の事項について説明します。

【簡易型総合評価方式のフロー】

- ・総合評価方式の適用を決定 1
- ・評価項目及び評価基準の設定 2
- ・評価方法の決定



注1) 一般競争入札で実施した場合を示す。

注2) 1, 2, 3において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要となる。

注3) 各手続きの所要日数(土日・祝日は除く。)は、概ねの目安を示したものであり、発注者の体制や入札案件により異なってくることに留意。

簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。

- ・簡易型においては、市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目に加え、簡易な施工計画（A4サイズで1～2枚程度）の評価を行います。

【簡易な施工計画の評価の観点の例】

- ・ 工事現場に隣接する施設の利用者への安全対策
- ・ 点在する施工場所における工程調整
- ・ 工事中の騒音や振動の低減
- ・ 高架橋や建築物の工事における周辺の景観への配慮
- ・ 交通量の多い幹線道路における工事の実施に係る通行規制の最小化
- ・ 自然保護区域における希少動植物に対する配慮 等

【簡易な施工計画の評価項目及び評価基準の設定例】

評価項目	評価基準の例
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる。
	工事の手順が適切である。
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。
	各工程の工期が適切である。
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確保方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。
	適切である。
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け 等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる。
	的確である。
施工上配慮すべき事情の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度 ・ 対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。
	適切である。

簡易型の総合評価方式において技術審査を行う体制が整っていない場合には、どうしたらいいですか。

- ・国土交通省の各地方整備局では、次のような「発注者支援機関認定制度」、「発注者支援業務技術者認定制度」等、発注者支援の取組みを行っています。まずは、下記の国土交通省の相談窓口までご相談下さい。

	〒番号	住所	電話番号（代表）	内線	メールアドレス
（代表）					
国土交通省 関東地方整備局	〒330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	TEL.048-601-3151	(内)3257	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
国土交通省 北海道開発局	〒060-8511	北海道札幌市北区北8条西2丁目	TEL.011-709-2311	(内)5484	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
国土交通省 東北地方整備局	〒980-8602	宮城県仙台市青葉区二丁目9-15	TEL.022-225-2171	(内)3313	hinkaku@thr.mlit.go.jp
国土交通省 北陸地方整備局	〒950-8801	新潟県新潟市美咲町1-1-1	TEL.025-280-8880	(内)3314	hinkaku@hrr.mlit.go.jp
国土交通省 中部地方整備局	〒460-8514	名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号	TEL.052-953-8131	(内)3314	hinkaku@cbr.mlit.go.jp
国土交通省 近畿地方整備局	〒540-8586	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	TEL.06-6942-1141	(内)3313	hinkaku@kkr.mlit.go.jp
国土交通省 中国地方整備局	〒730-8530	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL.082-221-9231	(内)3312	hinkaku@cgr.mlit.go.jp
国土交通省 四国地方整備局	〒760-8554	香川県高松市サンポート3番33号	TEL.087-851-8061	(内)3312	hinkaku@skr.mlit.go.jp
国土交通省 九州地方整備局	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	TEL.092-471-6331	(内)3313	hinkaku@qsr.mlit.go.jp

【発注者支援機関認定制度・発注者支援業務技術者認定制度】

- ・地方整備局及び管内の地方公共団体で構成する協議会等が、設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助等の発注者支援業務を実施できる機関・技術者を認定する制度です。
- ・認定を受けた機関・技術者は、当該地整管内において、『発注者支援業務を適切に実施できる者』として位置づけられ、市区町村等の発注者から、発注者支援業務を受託することが可能となります。

【公共工物品質確保技術者制度】

- ・関東地方整備局が発注する工事において、総合評価方式に関する技術提案の審議を行うことができる者を「公共工物品質確保技術者」として関東地方整備局長が委嘱し、活用する制度です。
- ・公共工物品質確保技術者として委嘱を受けた者のうち、特に選任されたものは、学識経験者として、本局の総合評価審査小委員会及び各事務所に設置された総合評価審査分科会において、技術提案等の審査・評価を行います。
- ・本制度は関東地方整備局による活用はもとより、将来的に関東地方整備局管内の地方公共団体による公共工物品質確保技術者等の活用を含め、有意義な制度となることを目指しています。

- ・なお、市区町村向け簡易型総合評価方式の様式については、国土交通省HPに掲載しており、ダウンロードすることができますので、利用して下さい。
- ・また、簡易型等の総合評価については、「総合評価方式使いこなしマニュアル」(<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/181201/tsukaikonashi.pdf>)を参照して下さい。

**「市区町村向け簡易型（特別簡易型）
総合評価方式」の具体例**

1. 評価項目及び評価基準の例

先導的に実施している地方公共団体の具体的な実施例を以下列挙します。

(事例1)

a) 対象工事

建設工事のうち、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。以下「予定価格」という。)500万円以上のものを対象とし、次のいずれかに定める場合とする。

- (1) 入札者が提示する技術、工期、施工方法等(以下「技術等」という。)と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事。
- (2) 入札者の工事成績、経営などに関する意欲、地域貢献や現場条件の熟知等、又は入札者の業務成績、技術者の実績及び資格等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事。
- (3) その他必要と認める工事。

b) 価格以外 の 評価項目・評価基準

	評価項目	必須・選択	評価内容	配点
企業の 施工 能力	工事成績	必須	過去2年間の工事成績の平均点をもとに評価。 (計算式) 評価点 = 7点 × (工事成績 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	7.0
	施工実績	選択	同種業務実績の有無により評価する。 同種工事の実績が豊富である者・・・1.0点 同種工事の実績を有する者・・・0.5点	1.0
地域 貢献	営業拠点の 所在地	選択	本社の所在地により評価する。 対象工事と同一の市町村に本社のある者・・・2.0点 対象工事と同一の地方事務所管内に本社のある者・・・1.0点	2.0
	防災協定等	選択	県または市町村と道路除雪契約をしている者・・・1.0点 県の小規模補修工事当番に登録している者・・・0.5点 当該災害復旧工事に係わる応急工事を実施した者・・・0.5点	2.0
配置 の予 定力 技術 者	保有資格等	選択	主任技術者を2人配置できる場合・・・1.5点 求める資格を有する主任技術者を配置できる場合・・・1.0点	3.0
	工事成績	選択	配置技術者の表彰履歴・過去の工事成績等により評価する。 A県優良技術者表彰受賞者を配置できる場合・・・1.0点 同種工事成績点が80点以上の技術者を配置できる場合・・・0.5点	
	CPD	選択	継続教育制度(CPDS)学習ユニットが30ユニット以上の技術者を配置できる場合・・・0.5点	
その他	経営意欲	選択	新分野への進出状況により加点する。	1.0
合計				7.0～ 15.0

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

価格評価点 : 85 ~ 93点

配点 × 最低価格 / 入札価格

技術評価点 : 最高7 ~ 15点

(事例2)

a) 対象工事

- (1) 対象工事は、予定価格が、建築工事4億円未満、土木工事3億2千万円未満、設備工事1億2千万円未満の工事案件から選定する。ただし、建設共同企業体発注工事を除く。
- (2) 工事を主管する局等の長(以下「工事主管局長」という。)は、具体的な試行対象工事を、契約担当者等と協議の上、決定するものとする。

b) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点		
企業の施工能力	工事成績	工事成績評点の平均点	0点以上 20点未満	0	
			20点以上 30点未満	1	
			30点以上 35点未満	2	
			35点以上 40点未満	3	
			40点以上 45点未満	4	
			45点以上 50点未満	5	
			50点以上 55点未満	6	
			55点以上 60点未満	7	
			60点以上 65点未満	8	
			65点以上 70点未満	9	
			70点以上 75点未満	10	
			75点以上 77.5点未満	11	
			77.5点以上 80点未満	12	
80点以上	13				
配置予定技術者	保有資格	配置予定技術者が保有する資格	1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	3	
			2級技術者(施工管理技士、建築士他)	2	
			その他の技術者(電気主任技術者等)	1	
	同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績 (案件毎に指定。発注工事と同規模以上の工事)	(担当した役割)		
			監理技術者	2	
			主任技術者	1.5	
			担当技術者	1	
			なし	0	
			類似工事の実績 (案件毎に指定。発注工事の1/2程度以上の工事)	(担当した役割)	
				監理技術者	1.5
主任技術者	1				
担当技術者	0.5				
		なし	0		
合計			18		

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

価格評価点 : 18 ~ 30点 (最低制限価格と同額が最高点)

$90 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 : 最高18点

(事例3)

a) 対象工事

原則4千万円以上の技術提案や簡易な施工計画を求めるまでもない工事を対象とする。

b) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目	必須・選択	審査基準	評価内容	評価基準	配点	
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	必須	企業が同種・類似工事の施工実績を有すること。	過去10年間の同種・類似工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	2
					b. その他の公共発注機関の実績有り	1
					c. その他の施工実績	0
	工事成績	必須	企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること。	過去1年間の工事成績評定点の平均点	a. 80点を超える	3
					b. 77.5点を超え80点以下	2
					c. 75点を超え77.5点以下	1
			d. 75点以下	0		
	安全推進大会優良工事	必須	企業の安全推進の取り組み実績	過去5年間の「地方工事安全施工推進大会優良企業表彰」の有無	a. 表彰の実績有り(2回以上)	2
					b. 表彰の実績有り(1回)	1
			c. 表彰の実績なし	0		
ISOマネジメントシステムの取組	必須	ISO取得の取り組み	ISO9001或いはISO14001の認証取得の有無	a. ISO9001及び14001を取得	2	
				b. ISO9001又は14001を取得	1	
				c. どちらも取得していない	0	
契約後VE提案の実績	必須	企業の技術提案の取り組み	過去5年間に契約後VEを提案し採用された実績の有無	a. 契約後VE提案を行い採用された実績有り	2	
				b. 契約後VE提案を行い採用された実績無し	0	
配置予定技術者の能力	保有資格	選択	配置予定技術者が保有する資格	主任(監理)技術者の保有する資格	a. 1級又は技術士	2
					b. 2級	0
	同種・類似工事の施工実績	必須	配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること。	過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事で実績有り	2
					b. その他の公共発注機関の実績有り	1
					c. その他の施工実績	0
工事成績	必須	配置予定技術者が獲得した工事成績評定点の最高点	過去2年間の県工事成績評定点の最高点	a. 85点を超える	3	
				b. 82.5点を超え85点以下	2	
				c. 80点を超え82.5点以下	1	
				d. 80点以下	0	
優良工事表彰	必須	配置予定技術者の優良工事表彰の実績	過去5年間の県優良工事表彰等、優良工事表彰の有無	a. 表彰の実績有り	2	
				b. 表彰の実績なし	0	
地域貢献	営業拠点の所在地	選択	地域要件	工事箇所と同一市町村(管内)に本支店、営業所の所在地の有無	a. 同一市町村内(管内)に有り	2
					b. 同一市町村内(管内)になし	0
	防災協定等に基づく活動	選択	地域社会への貢献	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り	1
					b. 活動実績なし	0
			過去5年間のボランティア活動の実績の有無	a. 活動実績有り	1	
				b. 活動実績なし	0	
合計					10	

評価値 = (標準点(100点) + 技術評価点) / 入札価格(除算方式)

技術評価点：最高10点

(事例4)

a) 対象工事

緊急性の高いもの、小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除きすべての工事が対象。ただし、3千万円以上の工事（建築の場合には6千万円以上の工事）には適用しない。

b) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点	
企業の 施工能力	同種・類似工事の 施工実績	県発注工事の過去2年 度間の同業種の工事成績 評定点平均点を評価。	80点以上	60	
			75点以上80点未満	45	
			65点以上75点未満	30	
			65点未満	0	
	工事成績	県工事発注工事の 一定期間内の工事成績 評定点を評価。	6ヶ月以内に完了した全ての工事 で65点以上	10	
			6ヶ月以内に完了した全ての工事 で65点未満有	0	
			2年以内の優秀表彰	5	
			2年以内の優良表彰	3	
	安全管理	一定期間内に事故の発生 が無い場合、これを 評価。	2年以内の表彰無し	0	
			6ヶ月以内に事故の発生が認めら れない場合	5	
			6ヶ月以内に事故の発生を認めた 場合	0	
	経営審査における 1級技術者数	最新の経営審査における 1級技術者数を評価。	5名以上	10	
3名以上			5		
3名未満			0		
地域 貢献	営業拠点の所在地	工事規模・内容に応じ て、営業拠点の有無 (県内・外、事務所管 内・外など)を評価。	県内における 営業拠点	本社あり	10
				支店・営業所あり	5
				なし	0
			事務所管内における 営業拠点	あり	10
				なし	0
				ブロック内 に おける営業拠点	あり
	なし	0			
合計				100	

ブロック内とは事務所管内と比較して、より狭い範囲の地域を意味する。

評価値 = (標準点(100点) + 技術評価点) / 入札価格(除算方式)

技術評価点：100点を10点に換算する。(最高10点)

(事例5)

a) 対象工事

企業の施工能力及び企業の地域性・社会性を確認することにより、品質が確保されると見込まれる工事。

b) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点		
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	過去一定期間の同種工事の実績の有無	あり	5	
			なし	0	
	工事成績	過去2年度の同種工事の優良工事表彰の有無	知事賞・部長賞・最優秀賞あり	10	
			優秀賞・良賞・佳賞あり	5	
			なし	0	
ISO認証取得	IS09001(建設業に関連するものに限る。)の取得の有無	あり	5		
		なし	0		
地域貢献	営業拠点の所在地	工事規模・内容に応じた営業拠点の有無(県内・外、事務所管内・外など)	県内における営業拠点	あり	10
				なし	0
		事務所管内における営業拠点	あり	10	
			なし	0	
	ブロック内における営業拠点	あり	10		
		なし	0		
	防災協定等に基づく活動	災害協定への参加	あり	5	
			なし	0	
除雪業務等の受託実績(過去2年度の受託実績の有無)		あり	5		
		なし	0		
合 計 (満点)			60		

ブロック内とは事務所管内と比較して、より狭い範囲の地域を意味する。

評価値 = (標準点(100点) + 技術評価点) / 入札価格(除算方式)

技術評価点 : 技術評価点の満点(10点) × $\frac{\text{技術評価点}}{60}$

60

〔実施例を評価項目毎に整理したもの〕(注：配点の分母は技術評価点の満点を示す。)

(A) 企業の施工能力

評価項目	評価基準の例	配点
工事成績	(例1) 過去2年間の工事成績の平均点をもとに評価。 (計算式) 評価点 = 7点 × (工事成績 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	7/7 ~ 15
	(例2) 工事成績評点の平均点	
	0点以上 20点未満	0/18
	20点以上 30点未満	1/18
	30点以上 35点未満	2/18
	35点以上 40点未満	3/18
	40点以上 45点未満	4/18
	45点以上 50点未満	5/18
	50点以上 55点未満	6/18
	55点以上 60点未満	7/18
	60点以上 65点未満	8/18
	65点以上 70点未満	9/18
	70点以上 75点未満	10/18
	75点以上 77.5点未満	11/18
	77.5点以上 80点未満	12/18
	80点以上	13/18
	(例3) 過去1年間の工事成績評定点の平均点	
	80点を超える	3/10
	77.5点を超え80点以下	2/10
	75点を超え77.5点以下	1/10
	75点以下	0/10
	(例4) 県発注工事の過去2年度間の同業種の工事成績評定点平均点を評価。	
	80点以上	60/100
	75点以上 80点未満	45/100
	65点以上 75点未満	30/100
	65点未満	0/100
	(例5) 県発注工事の過去5年間の工事成績評定点平均点を評価。	
	80点以上	2/20
	65点以上 80点未満	1/20
	65点未満または実績なし	0/20
	(例6) 県発注工事の一定期間内の工事成績評定点を評価。	
	6ヶ月以内に完了した全ての工事で65点以上	10/100
6ヶ月以内に完了した全ての工事で65点未満有	0/100	
(例7) 過去一定期間の工事 成績評定点の平均点		
75点以上	20/60	
66点以上 75点未満	10/60	
65点以下	0/60	
(例8) 過去2年度の同種工事の優良工事表彰の有無		
知事賞・部長賞・最優秀賞あり	10/60	
優秀賞・良賞・佳賞あり	5/60	
なし	0/60	
(例9) 過去5年間の 県優良工事表彰等、優良工事表彰の有無		
表彰の実績有り(2回以上)	2/10	
表彰の実績有り(1回以上)	1/10	
表彰の実績なし	0/10	
(例10) 一定期間内の優良工事表彰受賞を評価。		
2年以内の優秀表彰	5/100	
2年以内の優良表彰	3/100	
2年以内の表彰無し	0/100	

評価項目	評価基準の例	配点
同種工事の 施工実績	(例1) 同種業務実績の有無により評価する。	
	同種工事の実績が豊富である者	1/15
	同種工事の実績を有する者	0.5/15
	(例2) 過去10年間の同種・類似工事の施工実績	
	県又は市町村発注工事で実績あり	2/10
	その他の公共発注機関の実績有り	1/10
	その他の施工実績	0/10
	(例3) 過去一定期間の同種工事の実績の有無	
	あり	5/60
	なし	0/60
配置予定技術者の能力	(例1)	
	主任技術者を2人配置できる場合	1.5/15
	求める資格を有する主任技術者を配置できる場合	1/15
	(例2) 配置技術者の表彰履歴・過去の工事成績等により評価する。	
	県優良技術者表彰受賞者を配置できる場合	1/15
	同種工事成績点が80点以上の技術者を配置できる場合	0.5/15
	(例3) 継続教育制度（CPDS）学習ユニットが30ユニット以上の技術者を配置できる場合	0.5/15
	(例4) 配置予定技術者が保有する資格	
	1級技術者（施工管理技士、建築士、技術士他）	3/18
	2級技術者（施工管理技士、建築士他）	2/18
	その他の技術者（電気主任技術者等）	1/18
	(例5) 同種工事の実績（案件毎に指定。発注工事と同規模以上の工事） （担当した役割）	
	監理技術者	2/18
	主任技術者	1.5/18
	担当技術者	1/18
	なし	0/18
	(例6) 類似工事の実績（案件毎に指定。発注工事の1/2程度以上の工事） （担当した役割）	
	監理技術者	1.5/18
	主任技術者	1/18
	担当技術者	0.5/18
	なし	0/18
	(例7) 主任（監理）技術者の保有する資格	
	1級 又は技術士	2/10
	2級	0/10
	(例8) 過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	
	県又は市町村発注工事で実績あり	2/10
	その他の公共発注機関の実績有り	1/10
その他の施工実績	0/10	
(例9) 最新の経営審査における1級技術者数を評価。		
5名以上	10/100	
3名以上	5/100	
3名未満	0/100	

(B) 地域貢献

評価項目	評価基準の例	配点
防災協定等に基づく活動	(例1)	
	県または市町村と道路除雪契約をしている者	1/15
	県の小規模補修工事当番に登録している者	1/15
	当該災害復旧工事に係わる応急工事を実施した者	1/15
	(例2)	
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	
	活動実績有り	1/10
	活動実績なし	0/10
	(例3)	
	過去5年間のボランティア活動の実績の有無	
	活動実績有り	1/10
	活動実績なし	0/10
	(例4)	
	災害協定への参加	
	あり	5/60
なし	0/60	
(例5)		
除雪業務等の受託実績（過去2年度の受託実績の有無）		
あり	5/60	
なし	0/60	
営業拠点の所在地	(例1)	
	本社の所在地により評価する。	
	対象工事と同一の市町村に本社のある者	1/15
	対象工事と同一の地方事務所管内に本社のある者	0.5/15
	(例2)	
	工事箇所と同一市町村（管内）に本支店、営業所の所在地の有無	
	同一市町村内（管内）に有り	2/10
	同一市町村内（管内）になし	0/10
	(例3)	
工事規模・内容に応じて、営業拠点の有無（県内・外、事務所管内・外など）を評価。		
県内本社 / 事務所管内 / ブロック内	10/100	
県内支店・営業所	5/100	

ブロック内とは事務所管内と比較して、より狭い範囲の地域を意味する。

(C) その他の評価項目

評価項目	評価基準の例	配点
安全管理	(例) 一定期間内に事故の発生が無い場合、これを評価。	
	6ヶ月以内に事故の発生が認められない場合	5/100
	6ヶ月以内に事故の発生を認めた場合	0/100
I S O 認証の取得状況	(例) ISO9001或いはISO14001の認証取得の有無	
	ISO9001及び14001を取得	2/10
	ISO9001又は14001を取得	1/10
	どちらも取得していない	0/10
	(例) ISO9001 (建設業に関連するものに限る。)の取得の有無	
	あり	5/60
なし	0/60	
その他	(例1) 新分野への進出状況の有無	
	(例2) 関連分野における技術開発実績の有無 新技術情報提供システム (N E T I S) への登録の有無	
	(例3) 当該工種の手持ち工事量の状況 手持ち工事量比率 < 0.25 0.25 < 手持ち工事量比率 < 0.75 0.75 < 手持ち工事量比率 < 1.25 1.25 < 手持ち工事量比率 手持ち工事量比率 = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額	
	(例4) 障害者雇用の有無 障害者の法定雇用率を上回っていれば加算	

2. 入札公告の例

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 年 月 日

市長

1. 工事の概要

- (1) 工事名 工事
- (2) 工事場所 県 市
- (3) 工事内容 本工事は、 県 市 町 地内の市道 号 (L = m) の道路改良工事を行うものである。
- (4) 工事概算数量 工事延長 L = m
道路工 L = m
排水工 L = m
- (5) 工期 契約の翌日から平成 年 月 日まで
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市平成 年度一般競争入札参加資格業者のうち 工事 等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 市内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。) なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
(7) 盛土量が、 m³以上の道路工事であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法7条第2号イ、ロに掲げ

る者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の（いずれか）に掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

(7)盛土量が、 m^3 以上の道路工事であること。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の1)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

価格評価点 点
技術評価点 点

3) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点 = 配点 × (1 - 入札価格 / 予定価格) [小数点以下第4位四捨五入]

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4) 技術評価点は、下記 の評価項目について評価を行う。

企業の技術力
企業の信頼性・社会性

(3) (2) 4) の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 - 県 市 -
 部 課 係
電話 - - (代) 内線

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を本工事の入札参加希望者に以下のとおり交付する。

1) 交付場所：

〒 - 県 市 -
 電話 - - (直通)

2) 交付期間：平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

3) 交付方法：交付にあたっては、現金 円を徴収する。また、希望者には託送による交付も行うので、上記へ申し込むこと。この場合においては、現金書留により上記金額を徴収し、送料については、希望者の実費負担とする。なお、申請書の様式はF Dで別途配布する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

電子入札システムによる受付期間：平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

持参による受付期間：平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、 時 分から 時 分まで。

受付場所： 部 課 係
〒 - 県 市 -
電話 - - (代) 内線

2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したのではない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成 年 月 日 () 時 分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は部 課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

2) 開札は平成 年 月 日 () 時 分 部 課にて行う。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 納付(保管金の取扱店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定主任(監理)技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による

3. 入札説明書の例

入 札 説 明 書

市の 工事に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 年 月 日

2. 契約担当官等

市長

県 市 -

3. 工事の概要

(1) 工事名 工事

(2) 工事場所 県 市 町

(3) 工事内容 本工事は、 県 市 町 地内の市道 号 (L = m) の道路改良工事を行うものである。

(4) 工事概算数量 工事延長 L = m

道路工 L = m

排水工 L = m

(5) 資料 別冊図面 別冊仕様書

(6) 工期 契約の翌日から平成 年 月 日まで

(7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

4. 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 市平成 ・ 年度一般競争入札参加資格業者のうち 工事 等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 市長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(4) 市内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 平成 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種(又は類似)工事の(いずれかの)施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

(7) 盛土量が、 m^3 以上の道路工事であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

主任技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

・技術士(建設部門)又は総合技術管理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)の資格を有する者

・建設業法7条第2号イ、ロで定める者。(うち、イに規定する学科は、土木工学又は都市工学に関する学科。)

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等の資格を有する者」とは次のとおりである。

・技術士(建設部門)又は総合技術管理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、当該工事経験の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。

(8) 3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 条の規定に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1)親会社と子会社の関係にある場合

2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4 . (8) の「 3 . (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

設計株式会社

(2) 4 . (8) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の1)の要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

る。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

価格評価点 点

技術評価点 点

3) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点 = 配点 × (1 - 入札価格 / 予定価格) [小数点以下第4位四捨五入]

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4) 技術評価点は、下記、 の評価項目について評価を行う。

企業の技術力

企業の信頼性・社会性

(3) 評価の基準

企業の技術力について

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	配点
〔企業の施工能力〕		
同種工事の施工実績 (別記様式2)	県又は 市での過去 年間の施工実績あり	
	県、 県又は 県(周辺の都道府県)での過去 年間の施工実績あり	
	上記の以外の国の機関、地方自治体、公団及びその他での過去 年間の施工実績あり	
	施工実績なし	欠格
工事成績	過去 年間の工事成績評定点の平均点が80点以上	
	過去 年間の工事成績評定点の平均点が75点以上80点未満	
	過去 年間の工事成績評定点の平均点が75点未満	
〔配置予定技術者の能力〕		
同種工事の施工実績 (別記様式3)	県又は 市での過去 年間の施工実績あり	
	県、 県又は 県(周辺の都道府県)での過去 年間の施工実績あり	
	上記の以外の国の機関、地方自治体、公団及びその他での過去 年間の施工実績あり	
	施工実績なし	欠格

企業の信頼性・社会性

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	配点
〔地域貢献〕		
営業拠点の所在地	市内に本店有り	
	その他	
災害協定等による活動実績 (別記様式4)	市との災害協定あり 市からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から過去5年以内に災害対応への出勤実績あり 、 の両方を満たす場合	
	市との災害協定あり 市からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から過去5年以内に災害対応への出勤実績あり 、 の一方を満たす場合	
	協定なし	

(4) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

7. 入札手続における担当部局

〒 - 県 市 -
部 課 係
電話 - - (代) 内線

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、市長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出期間： 電子入札システムにより提出する場合は、平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、 時 分から 時 分まで。

提出場所： 7. に同じ。

提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例：1/ ~ /)。

電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び4.(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。なお、 の同種の工事の施工実績及び の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

また、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式-2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式-3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること(監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること)。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

また、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできるが、その場合各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、6.(3)中、「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の「評価点の合計値」をもって評価をするものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

契約書の写し

の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録がされていることが確認できること。

災害協定による地域貢献の実績

6.(3) 災害協定による地域貢献の実績の有無を別記様式4に記載すること。なお、実績がある場合は当該実績を証明する協定書等の写しを提出すること。ただし、提出された協定書の写しにおいて、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、6.(3)のとおり、過去5年間の出勤実績を評価の対象とするので、出勤の実績がある場合はその旨を記載すること。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 年 月 日までに電子入札システムで通知する。(ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。)
- (6) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。
- (7) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資料に関する問い合わせ先 7. に同じ。

電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
- ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
- ・ PDFファイル

2) 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ(2つ以上のファイルは認めない。)、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は1MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成 年 月 日()

時 分【 日時は電子入札システムによる締め切り日時と同一とする。】必着で郵送すること(書留郵便に限る。)。郵送の際の送付先は7.の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面(別記様式-)のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- ・ 郵送する旨の明示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類の頁数
- ・ 発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

9. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求められることができる。

提出期間： 電子入札システムにより提出する場合は、平成 年 月 日()から平成 年 月 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成 年 月 日()から平成 年 月 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、 時 分から

時 分まで。

提出場所： 7. に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面(様式は自由)を持参することにより提出することとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

- (2) 市長は、説明を求められたときは平成 年 月 日()までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。
- (3) 市長が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

10. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。

受領期間： 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの9時00分から17時00分まで。

持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時15分から17時30分まで。

提出場所： 7. に同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成 年 月 日()に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

12. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成 年 月 日() 時 分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は 部 課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

開札は平成 年 月 日() 時 分 部 課にて行う。

- (2) 場所： 〒 - 県 市 -
部 課

- (3) その他： 紙による入札を行う場合は、市長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

13. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合紙により持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1(低入札価格調査を受けた者との契約の場合は10分の3)以上とする。

15. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに発注者名及び発注案件名及び業者名を記載すること。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。
 - ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
 - ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
 - ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
 - ・ PDFファイルなお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送すること(書留郵便に限る。)。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。
- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事

費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第 一条に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - 3) 他の工事の内訳書である場合
 - 4) 白紙である場合
 - 5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより提出された場合を除く。)
 - 6) 内訳書が特定できない場合
 - 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- 記載すべき事項が欠けている場合
- 1) 内訳の記載が全くない場合
 - 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- 添付すべきではない書類が添付されていた場合
- 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
- 記載すべき事項に誤りがある場合
- 1) 発注者名に誤りがある場合
 - 2) 発注案件名に誤りがある場合
 - 3) 提出業者名に誤りがある場合
 - 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち合わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合(電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要)においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

紙による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該紙による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

17. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点に

において、４．に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18．配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任 制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、４（８）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19．契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第３４条第１項中「１０分の４」を「１０分の２」とし、第５項から第７項もこれに準じて割合を変更する。

20．支払条件

本工事の前払条件は下記の通りとする。

（１）前金払 有

（２）中間前金払または部分払１回（どちらか一方を選択）

21．火災保険付保の要否 。

22．当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

23．非落札理由の説明

（１）非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。

（２）（１）の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

24．再苦情申立て

（１）９．（２）の競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から７日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては市入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

- ・受付窓口 : 部 課 係
〒 - 県 市 -
電話 - - (代) 内線
- ・受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から
18時00分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

- ・書類等の入手先 : (2) の受付窓口

25 . 関連情報を入手するための照会窓口

7 . に同じ。

26 . その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、8 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けで公告のありました 工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書記8.(4) に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書記8.(4) に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書記8.(4) に定める契約書の写し。ただし、(財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は不要。
- 4 入札説明書記8.(4) に定める災害協定による地域貢献の実績

注) なお、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(430円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

[P /]

(別記様式2)

(用紙A4)

同種工事の施工実績

(工事名: _____ 工事)

会社名: _____

同種工事の条件		平成 年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
工 事 名 称	工事名称	道路改良工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	市
	施工場所	県 市 町
	契約金額	, , 円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / . JV (出資比率 %)
工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。 ・盛土量 m ³	

注1) 同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注2) 同種工事の施工実績が 市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注3) 記載欄の明示は記入例である。

[P /]

(別記様式3)

(用紙A4)

主任(監理)技術者等の資格・工事実績

(工事名: _____ 工事)

会社名: _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		技術者
最終学歴		大学 土木工学科 年卒業
法令による資格・免許		1級土木施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)
工事経験の条件		1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工経験を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。 (ア)盛土量が、 m ³ 以上の道路工事であること。
工事経験の概要	工事名称	道路改良工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	市
	施工場所	県市町
	契約金額	, , 円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / . JV
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・工事主任等
工事内容	・盛土量 m ³ 同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	
申請時における他工事の従事状況等	工事名称	工事
	発注機関名	市
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・工事主任等
	本工事と重複する場合の対応措置	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) . 無

注1) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。(従事している工事の従事役職はすべて記入すること。)

注2) 複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注3) 主任(監理)技術者の経験等については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。主任(監理)技術者の経験等について、市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注4) 記載欄の明示は記入例である。

[P /]

(別記様式4)

(用紙A4)

災害協定等による活動実績

(工事名: _____ 工事)

会社名: _____

災害協定等の有無	あり、なし (どちらか一方を記入すること。)
協定の相手方及び協定名	協定名: 災害協定 相手方: 市 協定書写し: 別添に添付する。ただし、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性を明確に証明できなければ実績として認めないので、協定書の写しの外に、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。 (注: 個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できないことから実績として認めないので、協定書の写しを必ず添付すること。)
災害対応の出動の有無	あり、なし (どちらか一方を記入すること。) の協定に基づかない出動実績でも良い。
災害対応の出動の要請機関	市 事務所
災害の状況(内容)等	台風 号による、国道 号線 地先の土砂崩れ
災害対応(復旧)等の内容	土砂の除去、路面補修

(様式5)

(用紙A4)

総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	発注課所	工事名	工事箇所	予定価格(税抜き)(円)	入札方式	工事概要
	事務所	一般県道 道路整備工事 その1	一般県道	50,930,000	公募型	延長 L = 46.6m 逆T式橋台 2基 管理用道路取付工 一式

[落札者決定基準]

[平成 年 月 日]

価格点	価格以外の評価項目及び評価点												合計
	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者数	優良工事受賞	ISO認証取得	建災防加入	災害時等貢献	地域内拠点	地域活動実績	施工計画	小計	
90.0	1.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	10.0	100.0

[価格以外の評価結果]

[平成 年 月 日]

入札者	価格以外の評価項目及び評価点												備考
	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者数	優良工事受賞	ISO認証取得	建災防加入	災害時等貢献	地域内拠点	地域活動実績	施工計画	小計	
	1.5	0.5	0.5	0.0	1.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	8.5	
	1.5	0.5	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	2.0	7.5	
	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	3.0	7.5	
	1.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	2.0	7.5	
	1.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	3.0	7.0	
	1.5	0.0	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	2.0	7.0	
	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	2.0	6.5	
	1.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	6.5	
	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	2.0	6.5	
	1.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	3.0	6.5	

[総合評価結果]

[平成19年 月 日]

入札者	入札書記載金額(税抜き)(円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札者	学識経験者の意見聴取			
						学識経験者氏名	総合評価方式での実施の適否	評価項目及び評価基準	落札者の決定
	48,500,000	90.000	8.5	98.500	落札候補者				
	50,800,000	85.925	7.5	93.425					
	50,420,000	86.573	7.5	94.073					
	50,350,000	86.693	7.5	94.193					
	50,500,000	86.436	7.0	93.436					
	50,700,000	86.095	7.0	93.095					
	50,450,000	86.521	6.5	93.021					
	50,400,000	86.607	6.5	93.107					
	50,500,000	86.436	6.5	92.936					
	50,200,000	86.952	6.5	93.452					
					大学教授	済	済		
						平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
					大学教授	済	済		
						平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
					大学教授	済	済		
						平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	